

経済界からみた労働委員会の役割と期待

労働委員会制度が3月1日をもって創設60周年を迎えられたことを、心からお祝い申し上げます。あわせて、これまで労働委員会の諸活動に携わられた方々のご尽力に対し、深く敬意を表します。

歴史を振り返りますと、労働委員会はその創立以来、労使紛争の調整や処理などを通じて、日本の労使関係の安定に大きな役割を果たしてこられました。二度のオイルショックを経験した1970年代には、年間1000件を超える労働争議を調整し、平成に入ってから件数こそ減少したものの、多くの労働者が係わる大規模な労働紛争を和解に導いてこられました。

さらに労働委員会は、多くの労働紛争を解決するだけでなく、その解決に至る過程において、当事者である労使双方の理解を深める役割も担っています。公益委員、労働者委員、使用者委員という、他の行政委員会と比較してもユニークなメンバーで構成される委員会では、三者が解決に向けて共同で作業を進めるというすばらしい慣行が根付いています。この共同作業が労働委員会の調整能力を高め、解決が難しいと思われた問題も円満解決に導いてきたと言っても過言ではないと思います。このよき慣行は、ぜひ今後とも大事にしていただきたいと思います。

このように、日本の労使関係の安定に大きく寄与してきた労働委員会ではありますが、一方で審査の遅延や労働委員会の救済命令に対する裁判所の取消率の高さが問題視されてきました。この点に関して使用者側は、審査委員の適正な指揮によって審問廷の秩序を厳正に維持し、手続の円滑な進行を図ることが必要であることや、労働委員会が裁判所の審理に耐え得る適正な命令を出すべきであることなどを主張しています。こうした指摘を反映して、審査の迅速化と的確化を実現するために、審査手続の改善と審査体制の整備を内容とする労働組合法の改正が2004年に行われました。これまで着実に成果が上がっていると聞いておりますが、労働委員会には引き続き、審査の迅速化と適正な制度運用に努めていただくことをお願いしたいと思います。

日本経済は総じて回復基調にあるものの、地域や業種、さらには企業ごとにその回復度合いは異なっているのが現状です。また、産業構造の変化や労働市場の変容、就労ニーズの多様化などによって、労働者の働き方も大きく変わってきています。

このような状況の下、これまでの労働紛争などに加え、労働条件変更や企業組織再編に伴う集団的な労使紛争の増大を危惧するむきもあります。言うまでもなく、企業内で発生した紛争は当事者間で十分に話し合って解決に至ることが望まれるわけですが、やむなく紛争が労働委員会の場へと上がった場合には、当事者双方が納得できる円満な解決が求められます。労働委員会の果たすべき役割はさらに重要性が高まっていると思います。

今後の一層の活動に期待して、創立60周年の祝辞といたします。

2006年6月

(社)日本経済団体連合会

会長 御手洗 富士夫